

資格認定委員会規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会定款第4条及び基本規程第20条に基づく資格認定委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 「認定行動療法士」資格の認定
- (2) 「専門行動療法士」資格の認定
- (3) 資格取得者に関する業務

第3条 委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

- 2 委員は、委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、理事の中から理事長が指名する。
- 5 委員長の任期は、理事の在任期間とする。
- 6 委員長指名の副委員長を置くことができる。
- 7 委員長以外の委員の氏名は非公開とする。

第4条 資格認定にかかわる規程、細則は別に定める。

第5条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2014年4月1日より施行する。